

瀬戸田中学校生徒指導規程

令和8年度版

第1章 総則

（目 的）

第1条 この規程は、尾道市立瀬戸田中学校教育目標「この島に生まれ育った自信と誇りを持って学び続ける生徒の育成～さまざまな体験活動を通して～」を達成するために制定するものである。

生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図るとともに、個々の特性を活かしつつ、集団生活や社会生活を円滑に進めていける資質や能力の向上を図るために、生徒指導に対する必要な事項を定めたものである。

（重点目標）

第2条 瀬戸田中学校教育のめざす生徒像は、次に示す生活目標が基盤となり達成できることを確認し、重点的に取り組む。

- （1）人を思いやるあたたかい心を持った生徒
- （2）自分で判断し、自分で決断できる生徒
- （3）何事も最後まで実行できる生徒
- （4）体力づくりや健康に努める生徒
- （5）感謝の心を持った生徒

第2章 学校生活に関すること

（学校生活に関すること）

第1条 服装

（1）年間を通して以下①～④の中から自分で選んで着こなすこととする。

- ①学校規定の学生服上下に学生服の下は白のカッターシャツ
- ②学校規定のストレートズボンに、白のカッターシャツ
- ③学校規定の制服（上着：プレザー・スカート）の下に白のカッターシャツを着用しボウタイをつける
- ④学校規定のスカートに、白のカッターシャツを着用しボウタイをつける
※5月～10月はボウタイを外してよい。

（2）着用に関しての留意点

- ①学生服は、プラスチックカラー、縫い込みのタイプのどちらでも良い。
- ②ストレートズボン着用時ベルトは必ず着用し、色は黒・紺・こげ茶の単色とし、華美な装飾のないものとする。
- ③シャツは、ズボンまたはスカートの中に入れる。
- ④ベスト、セーターは、黒・紺・グレー・ベージュとする。
- ⑤セーターは、袖から出さない。制服の上着からはみ出ないものとする。
- ⑥スカート丈は、膝の中心程度とし、膝立ちをして、スカートの裾が床に触れる長さとする。
※行事、式の際に上着を着用する。

(3) その他

ア 靴下

- ①男女とも靴下は白色もしくは黒色とし、ワンポイントは可とする。
- ②くるぶしソックスは、くるぶし保護のために不可とする。
(くるぶしが完全に隠れること)
- ③冬の服装において、スカートの下に黒、ベージュのタイツを着用してもよい。ただし、防寒効果がない薄さ(肌が透けている薄さ)のものや、レギンス(足首までのもの)等は不可とする。また、運動時はタイツの上から靴下を着用する。

イ 靴

- ①白色の靴
- ②ひもは、白色とする。
- ③上履きは学校指定のものとする。

ウ ウインドブレーカー・手袋・ネックウォーマー

- ①ウインドブレーカーは学校指定のものとする。
- ②ネックウォーマーは白、ベージュ、黒、紺、グレーの単色無地とする。
マフラーは禁止とする。
- ③手袋は、高価、派手でないものとする。
- ④ウインドブレーカーは、原則教室内での着用は禁止とする。

エ かばん

- ①通学かばんは、学校指定のものとする。
- ②通学かばんに入りきらない時に限り、サブバックを可とする。(サブバックは白、黒、紺、グレーで華美でないもの。)
- ③マスコット類はつけない。(防犯ブザーは別とする。お守りはかばんの中に入れる。)

オ 名札

本校規定のもの。名札を忘れた場合は、紙名札を胸ポケットに留める。

カ 下着

透けないものを着用する。
(下着代わりのTシャツは可とする。絵、字、文字等が写らないもの。)

キ 体操服

- ①半袖体操服・ハーフパンツ、長袖体操服・長ズボン、ウインドブレーカー上下の学校規定のものを着用する。半袖体操服は、白を必ず購入し、黒、青は希望者とする。
- ②時季による服装は、その都度指示をする。

第2条 頭髪

- (1) 中学生らしく清潔な頭髪とする。
 - ①長い場合は、黒、紺、茶色のゴムで後ろ(耳を結んだ線の下)で1つまたは2つに結ぶ。
 - ②ヘアピン(黒、紺、茶)は両サイドのみで、髪を固定するのに必要な本数のみ使用する。
- (2) 染色・脱色はせず、自然な髪型とする。
※剃り込み、編み込み等もしない。
- (3) 整髪料は使用禁止とする。
- (4) 眉毛を細く剃ったり、剃り落としたりしない。

第3条 欠席・遅刻・早退等

- (1) 欠席
欠席するときは、保護者が学校へ連絡(コドモンまたは電話)する。
- (2) 遅刻
 - ①登校は8時20分までに教室内の所定の位置に着席しておく。(5分前行動を指導する)

- ②遅刻者は、職員室に登校した旨を報告した後、教室に上がる。
- (3) 早退する場合は学校から保護者に連絡をした上で早退させる。

(4) 保健室の利用

- ア 保健室は、体調不良の生徒が一時休むことによって、体調が回復するまでの緊急時に利用するものとする。
- ①先生の許可なく保健室に入らない。
- ②保健室での休養は、原則1時間(60分)を限度とする。
- ③体調が回復しない場合は、保護者に連絡し、迎えに来てもらう。(なお、保護者と連絡が取れない場合は、この限りとせず対応する)
- イ 利用の仕方については、以下のとおりとする。
- ①体調不良の者は、保健室に来室する。
- ②先生が付き添えない場合は、「保健室利用カード」を持たせる。
- ③体調回復後は、授業者に、養護教諭から渡された連絡票を渡して、授業に復帰する。
- ④休憩時間に保健室を利用し、授業時間にかかる場合は、必ず所在を明らかにしておく。

第5条 登下校

(1) 登校

始業時間は8時20分。8時15分には着席し、提出物を所定の場所に提出しておく。

(2) 下校

- ①下校時間は、年間を通して17時10分とする。臨時時程の時は、別途指示をする。
- ②部活は、下校時刻20分前に終了し、速やかに下校する。

(3) 自転車通学

- ア 自転車での通学を希望する者は、学校に自転車通学許可願を提出し、学校が許可する自転車であれば、自転車で通学することができる。必ずヘルメットを着用し、あごひもを確実に締めること。

イ 許可する自転車

- ①車種はシティサイクル系の自転車とし、スポーツ系自転車は不可とする。セミアップハンドル、一文字ハンドルは可とする。
- ②スタンドは、両立式、チェーンケース付き、荷台付きとする。
- ③ミッションは内装とする。
- ④改造車や整備不良の自転車は、認めない。

ウ 電動自転車を利用する者については、以下の条件に従い利用すること。

- ①高価な物であるため、他人に貸したりすること等でトラブルを起こさない。
- ②風等による破損は学校で対応できない。
- ③学校で充電はできない。

(4) 登下校時の注意事項

- ①登下校は、寄り道をしない。指定された通学路を通り、必ず正門より出入りをする。
- ②道路交通法に従い、交通ルールや交通マナーを守る。
- ③店や遊戯場への出入りを禁止する。買い食いは禁止する。
- ④大騒ぎをしながら帰らない。特に民家の前では留意する。

第6条 不要物

- (1) 携帯電話の校内への持ち込みは、原則禁止とする。家庭の事情等で、持ち込みが必要な場合は、登校時に職員室で担任に預ける。(下校時に、返却する)
- (2) ゲーム機、音響機器、遊具、雑誌、アクセサリ、菓子等、学習に不要なものは、校内への持ち込みを禁止する。
- (3) 不要物を許可なく校内に持ち込んだ場合は、その場で学校が預かる。

第7条 校内生活

- (1) 他学年の階へは行かない。
- (2) 他学級の教室には勝手に入らない。(誰もいない教室には入れない。)
- (3) 他人の物に勝手に触れない。
- (4) 挨拶
 - ①HR、授業の開始時には「お願いします」、終了時には「ありがとうございました」と、感謝の気持ちをこめて挨拶をする。(挨拶の前は、気をつけの姿勢を取る)
 - ②委員会、部活動、清掃時等、学校内の活動のあらゆる場面で実施する。
- (5) 職員室への出入りでは、次のようにする。
 - ①入室前に、挨拶、名前、用件を言う。
 - ②退室時には、室内を向いて「失礼しました。」とはっきりした声で言う。
 - ③用事のある生徒のみ、入室できる。用事のない生徒は、職員室に入れない。
 - ④職員室内の物(教師の机上の物)を触らない。
 - ⑤定期試験の前後1週間や入試事務を行っているとき、生徒のプライバシーに関する事務をする期間は生徒の入室禁止期間となる。入室禁止期間は、職員室扉にその旨掲示する。
 - ⑥入室禁止期間に教師に用があるものは、教師が廊下で対応する。
 - ⑦職員室内では、言葉遣い等、教師と生徒の関係を意識した言動をとる。
- (6) エアコン、扇風機・ミストシャワーの使用は、先生の指示に従って使用する。
- (7) 校舎内の器物を壊した場合は、直ちに担任に届けること。故意に施設備品を破損した場合は、原則本人や該当者が弁償する。
- (8) 持ち物には名前を明記し、自分で責任を持って保管すること。
 - ①荷物は机の中に入れ、通学かばんは、ロッカーに入れる。または、机の右横に掛ける。机に掛けるときは、鞆の蓋を閉める。
 - ②置き勉強道具(略称:置き勉)、体育館シューズ、水筒等は、ロッカーに入れる。(置き勉してよいもの…各教科で認められた学習用具。)
 - ③サブバックは、ロッカーの上に並べて置く。
- (9) 水筒の中身は、水、お茶のみとする。ペットボトルは学校に持ち込まない。
 - ①校内は右側通行とし、走らない。
 - ②昼休憩にボールを利用する場合は、職員室に届け出る。
- (10) 授業に関する禁止事項
 - ①特別な理由なく授業者の許可を得ず授業を抜け出すこと。
 - ②授業者の許可なく立ち歩いたり、席移動をすること。
 - ③授業の進行の妨げになる行動(授業妨害)をすること。

※上記の内容に関して違反があった場合は特別な指導の対象となる。

第8条 部活動

- (1) **部活動への入部は任意とする。**
入部後は原則1年間は同じ部活動に参加すること。
※「令和8年度 広島県中学校体育連盟主催大会の大会参加について」を熟読し、決める。
※年度途中での部活動の変更は、特別な事情がある場合に限り許可する。

- (2) 他の部の用具を勝手に使用しない。また、他の部の部室及び活動場所に勝手に入らない。
- (3) 部活動は、各部が定めた服装で活動する。運動部は、制服での活動は認められない。
- (4) 練習は顧問の指示に従って行うこと。(生徒のみで、勝手な練習は出来ない)
※朝練は令和7年度より廃止
- (5) 部室使用の決まりを守る。貼り紙の禁止。私物を置かず整理整頓し、清潔に使用する。
- (6) 対外試合では、瀬戸田中学校の代表として参加するので、中体連の規程を守るとともに
普段から瀬戸田中学校生徒としてふさわしい言動を行うこと。

第3章 校外生活指導に関すること

(校外生活に関すること)

第1条 外出

- (1) 外出するときには、家族に行き先、帰宅時間を伝えて出ること。
- (2) 生徒だけの外泊は禁止とする。
- (3) 生徒だけの夜間外出(20時以降)は、禁止とする。(習い事・塾は、これにあてはまらない。)
- (4) 自転車に乗る場合はヘルメットを必ず着用すること。
- (5) カラオケボックス、ゲームセンター等の娯楽場へは、保護者同伴とする。
(なお、夜間の出入りは禁止とする。)

第4章 指導に関すること

(特別指導に関すること)

第1条 教育上必要と認められる場合は、保護者との連携を行いながら指導を行う。「社会で許されないことは、学校においても許されない。」との認識に基づき、生徒が校内および校外で問題行動を起こした場合には反省させ、よりよい学校生活を送るために指導する。次のような問題行動に対し、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ① 飲酒
 - ② 喫煙
 - ③ 暴力・威圧・強要行為
 - ④ 建造物・器物破損
 - ⑤ 窃盗・万引き
 - ⑥ 性に関する行為
 - ⑦ 薬物乱用
 - ⑧ 交通違反
 - ⑨ 刃物等所持
 - ⑩ その他法令・法規違反の行為
- (2) 本校の規則等に違反する行為
 - ① いじめ
 - ② カンニング等の不正行為
 - ③ 指導無視及び暴言等
 - ④ 不要物の持ち込み
 - ⑤ 情報通信機器による誹謗・中傷
 - ⑥ 生徒間暴力・対教師暴力
 - ⑦ 授業に関する禁止事項

⑧ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(特別な指導)

第2条 特別な指導は次の通りとする。指導にあたっては、発達段階や常習性を配慮する。

(1) 個別反省指導

別室で作文による振り返りや説諭、教科学習等を行う。指導にあたっては、生徒指導部、当該学年関係教諭等、複数の教員で行う。授業中および家庭での過ごし方を指示し、学校と保護者が連携をもつ。状況によってはスクールカウンセラーや関係機関と連携する。

※基本的には1時間だが反省の様子によっては延長する場合もある。

※同一内容での指導の3回目は、個別反省指導後、保護者連絡をし保護者の迎いで下校（迎えが難しい場合は保護者と確認を取り下校し、家に帰ったら学校に連絡する）し、翌授業日から、個別登校指導の対象となる。

(2) 個別登校指導

8時20～30分に別室に登校する。4時間目まで別室指導。4時間目終了後給食を食べ、保護者の迎いで下校。（迎えが難しい場合は保護者と確認を取り下校し、家に帰ったら学校に連絡する）

※基本的には1日だが反省の様子によっては延長する場合もある。

※行事や特別日程の場合は時間短縮する場合もある。

(3) 警察等関係機関との連携

①法令・法規に違反する行為やいじめ、暴力行為、指導を繰り返す場合は、町教委・警察・児童相談所等の諸機関と連携をとる。

②特別な指導は、生徒の発達の段階も考慮して効果的に行う。

(規程の周知)

第3条 生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会等で、直接説明を行ったり、ホームページで公開したりする。

令和7年4月1日一部改訂

令和8年4月1日一部改訂